

菊川市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインの改正点について

名 称 菊川市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン

→菊川市再生可能エネルギー発電設備の適正導入に向けたガイドライン

共通呼称 (事業用)太陽光発電設備→再生可能エネルギー発電設備

第 4 項 ガイドラインの対象設備：表の下線部分を新たに追加

区分	適用範囲
敷地面積1,000㎡以上の事業用太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）	本ガイドラインを適用する。
敷地面積1,000㎡未満の事業用太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）	本ガイドラインに定める本市への届出手続部分を除いて適用する。
<u>風力発電設備(すべて)</u>	<u>本ガイドラインを適用する。</u>
<u>バイオマス発電設備(すべて)</u>	<u>本ガイドラインを適用する。</u>
<u>小水力発電設備(すべて)</u>	<u>本ガイドラインを適用する。</u>
<u>その他の再生可能エネルギーを利用した発電設備(すべて)</u>	<u>本ガイドラインを適用する。</u>

第 7 項 計画・立案

(3)必要となる法令等の手続き：「**菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱**」を追加

菊川市内全域において、原則として1,000平方メートル以上の土地利用事業(店舗、工場建設、宅地分譲など)を行う場合は、「菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、事前に市長の承認が必要となる。

災害を防止するとともに、良好な自然と生活環境の確保に努めることを目的としている。内容の詳細については、市都市計画課都市計画係に確認すること。

(3)必要となる法令等の手続き：「**菊川市ため池への太陽光発電施設の設置に関するマニュアル**」を追加

太陽光発電施設の設置箇所が陸上のみならず、ため池等の水面への設置される事案への対応について、技術的要件をまとめ、環境及びため池の機能等に影響を及ぼさない事業の推進を目的とし、該当事業の場合は市農林課へ確認すること。

新規追加：第11項 指導、助言及び改善命令を追加

（１）立入調査

市長は、このガイドラインの施行に関し必要な限度において、事業者の同意を得て関係職員等を事業地内に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

（２）助言・指導

市長は、環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

（３）改善命令

市長は、前項の規定による助言又は指導に対して 事業者が必要な措置をとらなかった場合は、当該事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう改善命令をすることができる。なお、改善命令に従わない場合は、経済産業省へ情報提供を行うものとする。国のガイドラインの遵守事項に違反した場合、再エネ特措法に規程する改善命令、認定の取消し措置が講じられることがあるため注意すること。